

入札説明書

(京都縦貫自動車道 料金収受業務)

(平成29年2月10日付け公告分)

京都府道路公社

一般競争入札の実施に係る入札公告（平成 29 年 2 月 10 日付け京都府道路公社公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成 29 年 2 月 10 日
- 2 契約担当者 京都府道路公社管理事務所長 田辺 文理
- 3 担当部局 〒 624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦 76
京都府道路公社 管理事務所 業務課
電話番号 0773-83-0074 ファクシミリ 0773-83-0194

4 入札に付する事項

- (1) 業務名 京都縦貫自動車道 料金收受業務
- (2) 業務場所 舞鶴市字大俣地内他 5 カ所
京都縦貫自動車道
宮津天橋立本線料金所、宮津天橋立料金所、舞鶴大江料金所、
綾部安国寺料金所、京丹波わち料金所及び京丹波みずほ料金所
- (3) 業務内容
ア 受託者料金收受業務処理要領（以下「業務要領」という。）に基づき、料金の收受を行うこと。
イ 通行の禁止、制限等に関する入口料金所における掲示等を行うこと。
ウ 通行車両からの道路の損壊、交通事故、異常気象等に関する通報を報告すること。
エ その他京都縦貫自動車道料金收受業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載されている事項に関すること。
(4) 業務期間 平成 29 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日まで

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - イ 一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 審査基準日（申請書の提出期限の属する年度の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、京都縦貫自動車道又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。）に基づく他の地方道路公社（高速道路株式会社と料金の一体徴収を行っているものに限る。）・高速道路株式会社等が管理する有料道路（以下「有料道路」という。）における料金收受業務の経験を、過去 5 年以内に通算して 2 年未満である者
 - エ 次に掲げる人員を契約期間中継続して配置できない者
 - (ア) 有料道路における 24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所及び 24 時間開放の収受員による現金收受を行っている料金所での料金收受業務（以下「料金收受業務」という。）について、審査基準日から過去 5 年以内に管理・監督を行う役職の実務経験を 2 年以上有し、本業務に専任して携わることができる以下の者
 - ・総括所長 1 名（日勤） 6 料金所総括
 - ・所長 3 名（日勤） 複数料金所の指導
 - ・副所長を各料金所に 1 名（日勤）
- なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を 3 ヶ月以上有している者に限

る。

(イ) 1 料金所 1 班 1 勤務 (3 名以上、24 時間勤務単位) における以下の人員 (3 班構成)

a 收受長

有料道路における料金收受業務を行う料金所での収受員の実務経験を審査基準日から過去 10 年以内に通算 2 年以上有する收受長を各料金所に 1 名 (24 時間勤務単位)

なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を 3 ヶ月以上有している者に限る。

b 収受員を各料金所に 2 名

なお、有料道路における料金收受業務を行う料金所での収受員の実務経験を審査基準日において過去 10 年以内に通算 1 年以上有する者を要配置収受員全体の 3 分の 1 以上確保していること。

オ 概ね 2 時間以内に 4 の (2) に掲げる場所に到達することができる場所に本社又は営業所等を有しない者

カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) のほか、次のいずれかに該当する者 (次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後 2 年を経過しないものを含む。)

(ア) 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

(イ) 暴力団 (暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 受注者が、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 ((カ) に該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者 (その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。)

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府道路公社の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 一般競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書 (様式 1) 及び入札参加確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札参加資格確認手続に関する質疑については、随時回答するものとする。

(1) 提出期間

平成29年2月10日(金)から平成29年2月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款(写し可)

イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書(様式2)

会社概要、業務内容及び業務実績の分かるパンフレット等があれば添付すること。

オ 宣誓書(様式4)

カ 直近3事業年度分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書。ただし、連結決算を行っている場合は、連結貸借対照表及び連結損益計算書)

キ 取引使用印鑑届(様式5)

ク 配置予定者名簿(様式6)

配置予定者名簿は技術者等ごとに分類して記載すること。

配置予定者数は、平成29年6月1日時点のものとする。

ケ 技術資料(技術資料作成要領に基づき作成したもの)(様式7)

コ 6の(1)のウからクまでに該当しないことを証する書類

サ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(様式3)

シ 返信用封筒(第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの)

(5) 資料等の提出

提出部数は2部(正1部、写1部)とする。

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) ヒアリングの実施

申請書等についてヒアリングを実施する場合がある。

日時については平成29年3月1日(水)又は3月2日(木)とし、別途連絡する。

(7) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

5及び6について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都縦貫自動車道料金収受業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に平成29年3月10日(金)までに文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成29年5月31日までとする。

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(5又は6の(1)のイに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府道路公社理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他京都府道路公社理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 京都府道路公社会計規程第71条第2項の規定により準用する京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「準用する規則」という。)第164条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

(1) 入札の参加

9により送付した確認結果通知に参加資格「有」の記載のある者以外の者の参加は認めない。(入札の際に確認します。)

(2) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 平成29年3月28日(火) 午前11時

イ 場 所 舞鶴市宇大俣小字洞中宮ノ浦76
京都府道路公社管理事務所 会議室

ウ その他 郵送による場合の入札書の提出については下記(3)のキのとおりとする。

(3) 入札方法

ア 入札書を別紙様式6により作成し、持参するものとする。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(様式3)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び4(1)の名称並びに「入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「3月28日開札 京都縦貫自動車道 料金収受業務 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 〒624-0123 舞鶴市宇大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社管理事務所長

受領期限 平成29年3月27日(月)午後5時まで(必着)

添付書類 確認結果通知書の写し(1枚)

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、閲覧設計書、契約書(案)、業務要領、つり銭資金取扱要領及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りの職員(以下「入札関係職員」という。)に対して質疑書(様式9)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出日 平成29年3月14日(火)正午まで(質疑がない場合は、提出不要)

(イ) 提出方法 持参又はFAX(FAX番号0773-83-0194)により提出するものとする。

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付期限 平成29年3月17日(金)

(イ) 交付方法 FAXにて、9の資格確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(8) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（業務委託料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、13の(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

追って、(3)のキにおける郵送による場合の再入札書は、入札書とは別の中封筒に入れ密封し、封筒に名称又は商号及び4(1)の名称並びに「再入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)のキの表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法等

ア 準用する規則第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知に記載の日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合においては、銀行その他契約担当者が確実と認められる金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、準用する規則第159条第2項第1号及び第7号並びにその者が過去2年間に特措法に基づく地方道路公社・高速道路株式会社等と当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、免除する。

16 契約書の作成の要否

要する。（別添委託契約書（案）により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。）

17 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人が元請けとして実施した実績でなければならない。
- (2) 1から16までに定めるもののほか、準用する規則の定めるところによる。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、審査結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (5) 入札金額の積算根拠を示す資料を入札書と同時に提出すること。
また、積算根拠書類は返却しない。
- (6) 落札者は、落札後速やかに契約関係書類等を提出すること。

その他の配布書類

- (1) 契約書（案）、仕様書
- (2) 業務要領、つり銭用資金取扱要領
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- (4) 営業経歴書、営業実績調書（様式2）
- (5) 委任状（契約等委任用、入札委任用）（様式3）
- (6) 宣誓書（様式4）
- (7) 取引使用印鑑届（様式5）
- (8) 配置予定者名簿（様式6）
- (9) 技術資料（様式7）
- (10) 入札書2枚（1枚は再入札用）（様式8）
- (11) 質疑書（様式9）
- (12) 納税証明書交付請求書、府税納税証明書
- (13) 入札書等の記入例
- (14) 入札参加申請書類チェック表